

福岡県公報

平成十七年四月八日
第二千三百七十三号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………1

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十三中表の部分を次のように改める。

職 種	職務の級 学歴免許等	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
教 授	博士課程修了	0	0	1	1
	修士課程修了	0	0	5	3
	大 学 卒	0	0	8	3
	短 大 卒	0	0	11	3
	博士課程修了	0	0	1	1
	修士課程修了	0	2	5	3
助 教	大 学 卒	0	5	8	3
	短 大 卒	0	8	11	3
	博士課程修了	0	0		
	修士課程修了	0	2	2	
	大 学 卒	0	5	5	
	短 大 卒	0	8	5	
講 師	博士課程修了	0	別々に定める		
	修士課程修了	0	別々に定める		
	大 学 卒	0	別々に定める		
	短 大 卒	0	別々に定める		
	博士課程修了	0	別々に定める		
	修士課程修了	0	別々に定める		
助 手	大 学 卒	0	別々に定める		
	短 大 卒	2	別々に定める		

別表第二十七中表の部分を次のように改める。

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 の 助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る)	1級12号給
	博 士 課 程 修 了	1級10号給
	修 士 課 程 修 了	1級6号給
	大 学 卒	1級3号給

別表第三十一中

教育職給料表(一)		を	
1	級	13	給
2	級	10	給
3	級	7	給
4	級	8	給
5	級	11	給

教育職給料表(一)

1	級	10	給
2	級	7	給
3	級	8	給
4	級	11	給

に改める。

別表第三十二中

医療職給料表(二)	3級
医療職給料表(三)	
研究職給料表	
教育職給料表(一)	

を

医療職給料表(二)	3級
医療職給料表(三)	3級
研究職給料表	2級
教育職給料表(一)	2級
教育職給料表(二)	3級
教育職給料表(三)	3級

に改める。

別表第三十三中

教育職給料表(一)	11号給	15号給	10号給	12号給
-----------	------	------	------	------

を

教育職給料表(一)

15号給

10号給

12号給

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(医療職給料表(三)及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新規採用に関する経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第二号)による別表第四ニ医療職給料表(三)級別標準職務表の改正規定及び附則第五項並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第三十三号)による別表第四ト医療職給料表(三)級別標準職務表の改正規定、附則第二項及び第七項の規定により平成十七年四月一日(以下「切替日」という。)において職務の級を切替えられた職員(以下「改正条例適用職員」という。)に対するこの規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規規則」という。)別表第十一及び別表第十三の級別資格基準表の適用については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者のこれらの規定により切替えられた職務の級に在級する期間に計算する。

3 改正条例適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十八年三月三十一日までの間における新規規則第十九条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十七年三月三十一日においてその者が属していた職務の級並びに福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第二号)による別表第四ニ医療職給料表(三)級別標準職務表の改正規定及び附則第五項並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第三十三号)による別表第四ト医療職給料表(三)級別標準職務表の改正規定、附則第二項及び第七項の規定により切替えられた職務の級に通算一年以上」とする。(医療職給料表(三)及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員の切替日における昇格又は降格の特例)

4 改正条例適用職員のうち、切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる給料月額を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(医療職給料表(三)の適用を受ける職員の切替日以後最初の昇格の特例)

5 改正条例適用職員のうち医療職給料表(三)の適用を受ける職員に係る切替日以後最初の職務の級の一級上位の職務の級への昇格については、新規則第二十三条第一項の規定にかかわらず同条第六項第一号又は第二号の規定を準用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中

県税事務所	
1 副所長(課長を兼務するものに限る。)、課税課長、 収税課長及び収税課収納係の職員	一、二、二〇〇円
2 課税課(総務係を除く。)、及び収税課の職員(1に 掲げる職員を除く。)	一、五、三〇〇円

県税事務所	
1 副所長(課長を兼務するものに限る。)、課税課長、 収税課長及び収税課収納係の職員	一、二、二〇〇円

を

改める。

2 課税課(総務係及び総務事業税係を除く。)、及び収 税課の職員(1に掲げる職員を除く。)	一、五、三〇〇円
3 総務課長並びに課税課総務事業税係及び総務課の 職員	九、二〇〇円

に

様式第六号中

「社会福祉及び児童福祉の業務 女性相談所業務 職業訓練等従事業務 月額のみ税事務 病害虫の発生予防及び防除業務 家畜保健衛生所業務 月額のみ地交渉業務 歯科衛生士養成指導業務」	を	「社会福祉及び児童福祉の業務 女性相談所業務 職業訓練等従事業務 月額のみ税事務 病害虫の発生予防及び防除業務 家畜保健衛生所業務 月額のみ地交渉業務 歯科衛生士養成指導業務」
---	---	---

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十一号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する
規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（退職手当の支給手続に関する特例）

第三十条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）第二十条並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）第二条第一項第一号及び第三号に規定する職員に対して退職手当（条例第九条の規定による失業者の退職手当を除く。）を支給する理由が生じたときは、第四条の規定にかかわらず、支給内申に代えて任命権者は当該職員（死亡した者については、所属長。以下同じ。）に同条に掲げる書類の提出を求め、当該職員は任命権者に提出しなければならない。

2 前項の職員に対する第七条、第八条、第十九条第一項、様式第二号及び様式第四号の規定の適用については、「所属長」とあるのは、「任命権者」と、様式第五号、様式第十四号の二及び様式第十五号の規定の適用については、「新たな所属長を通して任命権者」とあるのは、「新たな任命権者」とする。
様式第二十一号を次のように改める。

様式第21号（第25条関係）

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

殿

（一時差止処分者）

印

福岡県職員の退職手当に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止める。

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して不服申立てをすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に処分者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者 ）提起することができる。処分の取消しの訴えは、不服申立てを行った後においては、その不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

様式第二十五号を次のように改める。

様式第25号（第29条関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(返納命令者)

印

福岡県職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項本文の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

記

金 円

算	①既に支給した一般の退職手当等の額	円
出	②福岡県職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項第1号の規定により控除される額	円
根		
拠	返 納 額 (①-②)	円

(記事)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して不服申立てをすることができる。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者 ）提起することができる。処分の取消しの訴えは、不服申立てを行った後においては、その不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発行

福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部)行政経営企画課

印刷
販売

福岡市博多区吉塚五丁目一三番四〇号
松影堂印刷株式会社

定価

一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)